

事故のときは

事故のご通知方法

事故が発生したときは、次の方法により保険会社へ事故の通知を行います。

※ 事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には事項（3年）がありますのでご注意ください。

怪我をされたとき

ご本人が、当クラブ事務局へご連絡ください。

電話 (0829) 39-4150 担当者 光成 090-7122-2041

又は公式 LINE アカウント「廿日市 FC 事務連絡」へ「事故報告」とコメントください。

必要事項を所定の様式（事故発生報告書）に記入して、メール、ファックス又は公式 LINE アカウント「廿日市 FC 事務連絡」へ送信してください。

その後、本人宛に保険金請求に必要な書類一式が直接送付されます。

法律上の賠償責任を負うおそれがある事故を起こされたとき（賠償責任保険）

速やかに電話で東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項を連絡してください。

団体名 NPO 廿日市スポーツクラブ

団体代表者の氏名、電話番号 中村考宏（なかむら たかひろ） 0829-39-4150

加害者及び負傷者（物の場合は所有者など）の住所、氏名、年齢、電話番号

加入依頼番号、加入手続き日 事務局でご確認ください。

事故の日時、場所、原因、詳細状況

身体の障害又は、物の損壊の程度など

※ 示談交渉は被保険者（加害者）が行うこととなります。示談に際しては、事前に東京海上日動と十分に相談して、承認を得ておいてください。

事故通知・保険金請求先等連絡先

東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー

フリーダイヤル 0120-789-085

TEL 082-511-9483

FAX 082-511-9273

730-8730 広島市中区八丁堀 3-33